

静岡産業大学情報学部・強化部の活動費支給基準

(目 的)

第1条 この基準は、静岡産業大学（以下「大学」という。）の名声を高め、情報学部のスポーツ振興を図るために必要な活動費に関する事項を定める。

(対 象)

第2条 この基準における活動費の支給対象部は、男子バレーボール部、女子バレーボール部、男子バスケットボール部とする。

(活動費の種類及び負担)

第3条 活動費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 旅費・交通費（宿泊費は除く）
- (2) バス運転代行料
- (3) バスレンタル料

(旅費・交通費)

第4条 移動手段は、原則として、大学のバスを使用する。

2 教職員の旅費については、学校法人新静岡学園旅費規程に従い支給する。

(バス運転代行料)

第5条 大学のバスを使用する際、その運転は大学が指定する業者に委託する。

(バスレンタル料)

第6条 大学のバスが使用できない場合は、レンタカーバスを借用する。

2 レンタカーバスの運転は、大学が指定する業者に委託する。

(期 間)

第7条 この基準の適用期間は、平成26年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(庶 務)

第8条 本基準に関する庶務は、藤枝事務局学務課・スポーツ課が行う。

(改 正)

第9条 この基準の改正は、大学協議会の審議を経て学長が決定し、理事長の承認を得て行う。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から適用する。